

秋田県漁業経営維持安定資金事務取扱要領

第1 趣旨

知事は、漁業経営の再建を図ろうとする中小漁業者が、知事の認定を受けた漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）に従い、緊急に必要な固定化債務の整理等に必要な資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）の貸付を受けた場合に、当該漁業者の利子負担を軽減するため、当該資金の貸付をした融資機関に対して利子補給を行うこととし、その条件等については、この要領により処理するものとする。

第2 貸付条件等

1 借受資格者

漁業経営維持安定資金を借り入れすることができる者は、漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの、漁業を営む漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号又は第4号の事業を行う漁業協同組合を除く。）又は漁業生産組合（以下「中小漁業者」という。）のうち、次の（1）又は（2）の要件に該当するものであって、第3に規定する再建計画につき知事の認定を受けた者とする。

（1）漁家経営（原則として使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置網漁業を主として営む個人をいう。）にあつては、3に掲げる債務を有し、漁業経営維持安定資金の融通によってその整理を行うことが必要であると認められる者

（2）企業経営（漁家経営以外の中小漁業者をいう。）にあつては、次の要件のいずれかに該当する者

ア 直近の事業年度を含め過去3か年（直近の事業年度の漁業収支に損失が生じており、かつ、現事業年度においても漁業収支の損失が見込まれる者で、再建を図るためにはその債務を緊急に整理することが特に必要と認められるものにあつては2か年）の漁業収支が通算して損失となっている者

イ 直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日）に仮決算したときは、その日において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数が0.1以上である者

2 融資機関

融資機関は、水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合、農林中央金庫、銀行及び信用金庫とする。

3 整理対象債務

（1）漁業経営維持安定資金により整理することができる債務（以下「整理対象債務」という。）は、次に掲げるものとする。

ア 返済期限到来後未返済となっている債務

イ 返済期限未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化していると思われる債務

ウ その他の債務で次に掲げるもの

(ア) 賃金又は退職金の未払金

(イ) 金融機関以外からの借入金

(ウ) 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者等の倒産等により返済を要するもの

(エ) 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金

(オ) その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めたもの

(2) 個々の債務ごとに(1) アからウまでに掲げる債務に該当するかどうかを判定することに代えて、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額の範囲内の額に相当する債務を整理対象債務とすることができる。ただし、

(1) のウの(ウ)に掲げる連帯債務又は保証債務については、個別に判定する。

(3) 国の制度資金（政府関係金融機関の融資金、国の利子補給又は利子補給補助に係る融資金をいう。）については、(1) のアに該当する場合を除き、整理対象債務の対象としない。

(4) 整理対象債務は、原則として漁業に関する債務とするが、冷凍冷蔵、水産物加工等の漁業関連事業の債務又は漁家の生活に係る債務を併せて整理しなければ漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるときは、これらを整理対象債務とすることができる。

4 貸付限度額

漁業経営維持安定資金の貸付限度額は、次に定めるとおりとする。

漁業者の種類	区 分	融資限度額
1. 漁船漁業を主として営む者	使用する漁船の合計総トン数が30トン未満のもの	40,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が30トン以上50トン未満のもの	70,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの	120,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの	150,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの	240,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの	400,000千円
2. 養殖業を主として営む者		40,000千円
3. 定置漁業を主として営む者	大型定置漁業者（定置漁業権の免許対象となっている者）	80,000千円
	小型定置漁業者	40,000千円

5 償還期限及び据置期間

償還期限は10年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るため特に必要と認められる場合は15年以内）とする。また、据置期間は3年以内で償還期限に含まれるものとし、償還方法は原則として元本均等償還とする。

6 貸付利率

以西底びき網漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第2号に掲げる漁業をいう。）又は近海かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第1項第9号に掲げる漁業のうち総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船によるもの以外のものをいう。）を主として営む中小漁業者に貸し付ける場合は年6.5%以内、その他の中小漁業者に貸し付ける場合は年5%以内とし、実質金利については、国の基準金利を参考に融資機関が定めるものとする。

第3 再建計画及び利子補給等

- 1 再建計画の認定を受けようとする中小漁業者は、漁業経営再建計画認定申請書（以下「債権計画書」という。）（様式第1号、様式第2号）を2部作成し、融資機関を経由して知事に提出するものとする。また、同時に借入申込書を融資機関に提出するものとする。
- 2 再建計画書を受理した融資機関は、当該中小漁業者が構成員となっている漁業協同組合の意見書を添付して、知事に提出するものとする。
- 3 融資機関は、利子補給を受ける場合は、再建計画書の提出と同時に利子補給承認申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、再建計画書及び利子補給承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、秋田県漁業関係制度資金等審査委員会の意見を徴し、適当であると認めたときは、当該再建計画の認定及び利子補給の承認を行い、中小漁業者及び融資機関に通知するものとする。
- 5 1から4の規定は、再建計画を変更する場合に準用する。
- 6 知事が行う漁業経営維持安定資金の融資に関する利子補給事業について、必要な事項は知事が別に定める。

第4 融資の実行

- 1 融資機関は、知事から第3の4による通知を受けたときは、再建計画に沿って融資を行わなければならない。
- 2 融資機関は、融資を行ったときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

第5 目的外使用の禁止

漁業経営維持安定資金の融資を受けた中小漁業者は、融資を受けた資金を融資の目的以外の目的に使用してはならない。

第6 認定の取消し及び繰上償還

- 1 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、再建計画の認定を取り消すことができる。
 - (1) 再建計画に虚偽の記載事項があったことが判明したとき。
 - (2) 借受者が融資条件を履行しなかったとき。
- 2 融資機関は、認定を取り消された場合において、中小漁業者に漁業経営維持安定資金の全部又は一部を返還させなければならない。

第7 調査等

- 1 知事は、必要があると認めたときは、中小漁業者に対して必要な調査を実施することができる。
- 2 知事は、調査の結果、事業の実施が不相当と認める場合には、改善及び是正を中小漁業者又は融資機関に命ずることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に再建計画の認定及び利子補給の承認の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。